

ベトナム情報レポート（2023年6月30日）

ベトナムビジネスサポートデスク
（株式会社NCネットワーク）

【外国人に対するビザの有効期間の改正】

6月24日、ベトナム国会で、ベトナムに入国する外国人へのビザ発給に関する改正案を含む、ベトナムにおける外国人の入国、出国、通過、居住に関する法律を一部修正・補足する法案が可決されました。この法律では、電子ビザ（マルチおよびシングル）の有効期間を現行の30日から90日に延長することを定めています。また、日本を含む一定期間のビザ取得免除が適用される対象国の外国人のベトナム滞在期間は、現行の15日から45日に延長されます。

改正の目的は、外国人観光客、投資家、ビジネスパーソンの誘致を促進することにより、ベトナムの旅行業界をはじめとする国内経済の活性化を図ることです。ビザの有効期間の延長に加えて、ビザ取得免除期間が設定されている対象国の拡大についての議論も行われました（この点について現時点では拡大されたか否かは不明）。現在、ベトナムが一定期間のビザ取得免除を許可している国は25カ国ですが、タイは64カ国、フィリピンは152カ国、マレーシアとシンガポールは162カ国に上ります（日本は68カ国）。2022年の外国人観光客数は、ベトナムが360万人（目標500万人）であったのに対して、タイは1100万人、マレーシアは920万人でした。ベトナムが設定する2030年の外国人観光客の目標が3500万人であるのに対し、タイは8000万人です。タイが観光業の回復に成功したのは、2022年始めからビザの延長やオンライン申請などの観光客の呼び込みを後押しするさまざまな政策によるものだとされています。こうした周辺国との競争に生き残るためには、現時点で抜本的な改革が必要であるというのが関係者の意見でした。本改正法は、2023年8月15日から発効します。それまでに詳細を定める施行細則の作成が急ピッチで進められることとなります。